

平成26年12月26日

北陸電力株式会社

代表取締役社長 久和 進 様

特定非営利活動法人 消費者支援ネットワークいしかわ

理事長 橋本 明夫

〒920-0362

金沢市古府2丁目189番

TEL: 076-259-5962



質 問 書

貴社から、平成26年10月10日付「早遅収料金制度に係る平成26年9月12日付貴法人からの申入書に対する回答について」(以下「回答書」という。)を拝受しました。ご検討、ご回答いただき、ありがとうございました。

さて、回答書において、貴社は早遅収料金制度について、消費者契約法に違反するものではないと結論付けておりますが、その理由づけについて疑問がございますので、以下のとおり、質問致します。つきましては、本書面到達後1か月以内に文書にてご回答くださいますようお願い致します。

なお、本書面並びに本申入れに対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本申入れに関する経緯・内容については、公表を予定しておりますので、その旨申し添えます。

第1 早遅収料金制度の選択制について

- 1 貴社は、顧客が早収料金と遅収料金を選択することができるかと回答されています。しかし、検針の都度、顧客に対して早収料金と遅収料金のいずれを選択するかを確認しておらず、実質的には顧客が選択しているとは言えません。そこで、以下の点についてご回答ください。
- 2 (1) 銀行口座振替により支払いを行っている顧客の割合はどの程度ですか。
- (2) 銀行口座振替による支払いを行う場合、振替日はどのように設定されていますか。
- (3) (2) で設定された振替日は、早収期限日より前ですか。
- (4) 仮に(3)で「前」と回答された場合、銀行口座振替による支払いを行っている顧客が遅収料金を選択した場合、どのように対応されていますか。

- (5) 仮に(3)で「前」と回答された場合、(4)の対応を行った件数は、何件ですか。年度毎にご回答ください。
- (6) クレジットカード払いにより支払いを行っている顧客の割合はどの程度ですか。
- (7) クレジットカード払いによる支払いを行う場合、立替日はどのように設定されていますか。
- (8) (7)で設定された立替日は、早収期限日より前ですか。
- (9) 仮に(8)で「前」と回答された場合、クレジットカード払いによる支払いを行っている顧客が遅収料金を選択した場合、どのように対応されていますか。
- (10) 仮に(9)で「前」と回答された場合、(9)の対応を行った件数は、何件ですか。年度毎にご回答ください。

第2 遅収加算額の根拠について

- 1 貴社は、遅収加算額について、損害賠償金ではないと回答されています。そこで、以下の点についてご回答ください。
- 2 (1) 早収料金と遅収料金との2種類の料金設定がなされている理由は何ですか。
- (2) 早収期限日後に電気料金の支払いを行う場合、遅収加算額が付加される理由は何ですか。
- (3) 遅収加算額が3%とされている根拠は何ですか。

第3 支払期日について

- 1 貴社は、早収期限日は電気料金の支払期限ではなく、消費者契約法における「支払期日」にあたらないと回答されています。そして、この回答は「支払期限日」が「支払期日」にあたることを前提とされています。しかし、本来あるべき支払期限日を徒過した場合の延滞金の規定が約款上存在しません。また、貴社の回答を前提とした場合、早収期限後で支払期限日前に電気料金を支払った顧客は、何の債務不履行がないにもかかわらず、早収料金から3%を加算された遅収料金を支払うこととなります。そのため、本来、損害賠償義務を負わない顧客に対して、早収料金の3%の損害賠償義務を実質的に負担させることとなる約款「Ⅲ 契約種別および料金」の「15 料金」の規定は、消費者契約法10条に違反するものと言えます。そこで、以下の点についてご回答ください。
- 2 (1) 支払期限日を徒過した場合の延滞金に関する規定は存在しますか。
- (2) 仮に(1)で「存在しない」と回答された場合、なぜ、延滞金に関

する規定が存在しないのですか。

(3) 約款「Ⅲ 契約種別および料金」の「15 料金」の規定が、消費者契約法10条に違反するか否かにつき、貴社の見解をご教示ください。

以上の各点について、ご回答をお願い致します。ご回答いただく際には、混乱を避けるため、問いと答えが対応するように、一つずつご回答いただけるようお願い致します。

以上